

苫小牧市ふるさと納税推進業務委託

選定基準及び評価方法

1 選定基準

本プロポーザルにおける提案に係る採点は、以下の項目について行う。

(1) 業務内容の理解度に関すること

仕様書に定められた業務内容を理解しているか。

(2) 事業の発展性に関すること

- ・課題抽出及び課題解決に向けた方策の妥当性

本市の現状を分析し、課題を抽出・明確化した上で、提案された事業の実施方針が寄附額増につながるものであるか。

- ・実施方針の実現性

実施方針は実現できる提案となっているか。

- ・返礼品の新規開拓

国の定める地場産品基準等に適合した返礼品について、募集または事業者との交渉等により、新規開拓可能な提案となっているか。

- ・各種広告の取組

寄附者の分析結果や人気の返礼品、市場の流行など、受注者が有する独自のノウハウやアイデアを駆使した有効な広告の提案となっているか。

- ・独自提案について

仕様書に定める各業務のほか、内容を充実するアイデア等があるか。

(3) 事業の安定性に関すること

- ・業務実績

多くの寄附に対し、確実に業務を履行することが可能か。

【令和4年度の単一自治体における寄附受入最高額】

- ・管理体制

業務全体の管理監督を一元的に担う責任者が配置され、かつその体制が確実に機能するものとなっているか。

- ・人員体制

全体の責任者及び部門責任者以外の人員が十分確保できるか。

- ・システムの利便性

寄付者対応、発注・発送管理が十分にできるシステムとなっているか。

- ・システムの障害発生時の対応

データのバックアップ等、障害発生時の対応は十分か。

- ・情報管理

特定個人情報（マイナンバー）を含め、情報管理に必要な措置が講じられているか。

- ・ワンストップ特例申請受付業務の流れ

ワンストップ特例申請受付業務の一連の流れについて、円滑なフローとなっているか。（発注者を介さないフローとなっているか）

(4) 費用に関すること

2 評価方法

一次評価及び二次評価を実施する。

なお、提案者が3者以下の場合は二次評価のみ実施する。

(1) 一次評価（書類審査）の実施

提出された企画提案書等の内容により、選定委員会において一次評価（書類審査）を実施する。一次評価（書類審査）は、本書「1 選定基準」の各項目に基づき採点するものとし、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）に当該評価結果を引き継がないものとする。

なお、提案者が4者以上あった場合には、一次評価の結果に基づき、二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施する3者を選定することができるものとする。この場合、一次評価（書類審査）の実施後、速やかに全ての提案者に対し、評価結果を通知する。

(2) 二次評価（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- | | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| ア 実施日時 | 令和6年1月12日（金） | 開始時間は提案者に別途通知する |
| イ 実施場所 | 苫小牧市旭町4丁目5番6号 | 苫小牧市役所 |
| ウ 実施方法 | 原則対面による。なお、詳細な設定については、提案書提出後に事務局と十分な協議を行うこと。 | |
| エ 時 間 | 参加者は、プレゼンテーション開始5分前までに準備を完了すること。
プレゼンテーションの制限時間は、30分以内とし、終了5分前及び1分前に事務局がベルで合図する。説明終了後、選定委員から提案内容に関する質疑応答を30分程度行う。 | |
| オ 機 材 | ヒアリング会場における設備は、パソコン、プロジェクター、スクリーン、マイクスピーカーを事務局で準備する。その他に必要な設備は参加者により準備すること。オンラインによる場合の提案者側の通信方法については、提案者の責任の範囲とする。 | |
| カ その他 | 説明資料は申請書の提案内容に沿ったものに限り認める。
また、参加者から選定委員に対する質問は認めない。 | |

3 評価基準

(1) 判定

各評価項目の評価点数は、「優れている内容から順に10点、8点、5点、3点、1点」の5段階で判定とする。

なお、上記選定基準のうち項目1(2)及び(4)については、重要項目であるため、評価点数を2倍とし、合計200点満点とする。

(2) 優先交渉権者の選定

各評価項目の合計点数が6割を超えた事業者の中から最高得点者を優先交渉権者とする。（提案に対する結果は後日通知）

なお、選定委員会で選定した事業者が、採用の辞退その他の理由で契約できない場合は、次点者を交渉権者とする。

同点の場合は、くじ引きで優先交渉権者を決定する。